

(別紙)

がん診療連携支援病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「滋賀県地域がん診療連携支援病院の整備について」(平成 22 年(2010 年)6 月 30 日発滋健第 1 2 4 9 号滋賀県健康福祉部長通知)の別添「滋賀県地域がん診療連携支援病院の整備に関する指針」(平成 31 年 3 月 20 日最終改正、以下「整備指針」という。)に基づき、知事が指定した地域がん診療連携支援病院において、がんの相談支援や緩和ケア体制、看護ケア体制等の機能を強化することにより、がん患者と家族等への支援の充実を図る。

もって、「滋賀県がん対策推進計画」に掲げる目標「患者本位のがん医療の実現、尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」の達成を目指す。

2 実施主体

滋賀県地域がん診療連携支援病院

3 事業の内容

がん診療連携支援病院機能強化事業

(1) がん相談支援強化事業

・がん患者およびその家族の相談等に資する事業(がんの相談、がんに関する情報の収集、提供等)

(2) 緩和ケア提供体制強化事業

・緩和ケアの提供体制の充実には資する事業(緩和ケアに係る研修会の実施等)

(3) 病診連携・地域連携強化事業

・病診連携、地域連携の強化には資する事業(クリティカルパスの運用等)

(4) 看護ケア提供体制強化事業

・看護ケアの提供体制の充実には資する事業(認定看護師の養成等)

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については「滋賀県補助金等交付規則」(昭和 48 年滋賀県規則第 9 号)に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。